

改正案	現行
<p>（会計方針の注記等） 第四条 1、2（略）</p> <p>3 前項の規定は、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書の記載方法を変更したときについて準用する。</p> <p>（営業未収入金等） 第十二条 営業未収入金、受取手形その他営業取引によつて生じた金銭債権は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で計算期間の末日後一年内に弁済を受けられないことが明らかなるものは、投資等の部に記載しなければならない。</p> <p>（長期金銭債権） 第二十六条（略）</p> <p>2 第十四条の規定は、前項の金銭債権について準用する。</p> <p>（長期保有の有価証券） 第二十七条（略）</p> <p>2 前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分につ</p>	<p>（会計方針の注記等） 第四条 1、2（略）</p> <p>3 前項の規定は、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書の記載方法を変更したときについて準用する。</p> <p>（営業未収入金等） 第十二条 営業未収入金、受取手形その他営業取引によつて生じた金銭債権は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で計算期間の末日後一年内に弁済を受けられないことが明らかなるものは、投資等の部に記載しなければならない。</p> <p>（長期金銭債権） 第二十六条（略）</p> <p>2 第十四条の規定は、前項の金銭債権に準用する。</p> <p>（長期保有の有価証券） 第二十七条（略）</p> <p>2 前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分に準</p>

いて準用する。

(長期金銭債務)

第三十五条 (略)

2 第三十三条の規定は、前項の金銭債務について準用する。

(純資産の部)

第三十九条 1 (略)

(削除)

2、3 (略)

(剰余金の部)

第四十一条 剰余金の部には、任意積立金及び期末剰余金又は期末欠損金を記載し、任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

2 (略)

(元本の欠損の注記)

第四十一条の二 貸借対照表上の純資産額から第三十九条第二項の評価差額の合計額を控除した額が、元本総額を下回る場合には、その差額を注記しなければならない。

用する。

(長期金銭債務)

第三十五条 (略)

2 第三十三条の規定は、前項の金銭債務に準用する。

(純資産の部)

第三十九条 1 (略)

2 出資の欠損がある場合には、剰余金の部を欠損金の部としなければならない。

3、4 (略)

(剰余金の部又は欠損金の部)

第四十一条 剰余金の部又は欠損金の部には、任意積立金及び期末剰余金又は期末欠損金を記載し、任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

2 (略)

(新設)

(運用報告書の記載事項等)

第五十八条 (略)

一～十四 (略)

十五 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号まで若しくは第十五号から第十七号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率(同条第一号の有価証券にあつては、株式、新株予約権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券のそれぞれの総額の資産総額に対する比率。第三項において同じ。)

十六～二十三 (略)

2 (略)

(運用報告書の記載事項等)

第五十八条 (略)

一～十四 (略)

十五 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号まで若しくは第十五号から第十七号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率(同条第一号の有価証券にあつては、株式、新株引受権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券のそれぞれの総額の資産総額に対する比率。第三項において同じ。)

十六～二十三 (略)

2 (略)